

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成26年7月16日)

京都労働局(当局)は、平成26年7月16日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1【全労働京都支部】

今夏の人事院勧告において「給与制度の総合的見直し」(地域間、世代間の給与配分の見直し、職務・勤務実績に応じた手当の見直し)が検討されているが、職員の士気の低下とならないよう、関係機関に伝えること。また、昇格・昇給、国家公務員の給与や諸手当を、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善することも関係機関に伝えること。

【当局】

給与の引下げや昇格・昇給制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

当局としては、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう本省や人事院に要望を伝えていきたい。

2【全労働京都支部】

中高年齢層を取り巻く状況は、この間の大幅な定員削減により業務負担が著しく増大する一方で、昇格・昇給制度の見直し、退職手当等の引下げに加え、「給与制度の総合的見直し」では、高年齢層が不利益となる見直しがなされようとしている。職務給の原則に立脚し、高年齢層職員の賃金削減・諸手当削減を行わないこと。

【当局】

職員がやりがい、働きがいをもって安心して勤務する上で、賃金・諸手当の改善など、関係機関に要望を伝えていきたい。

3【全労働京都支部】

非常勤職員が、働きがいをもって安心して働き続けられるよう給与や諸手当の処遇改善を行うこと。特に、通勤手当の改善を求める。また、休暇制度を正規職員と同等の制度とすること。

【当局】

非常勤職員は貴重な戦力としてその重要性はますます高まっている。非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。